

公共交通だけ、福祉交通だけでは  
見えてこない外出ニーズがある。  
「出かけたい」を実現するために

# 福祉有償運送

～制度の概要・現状・課題・可能性～

国上市役所 都市整備部道路交通課交通係（福祉交通担当）作成

# 福祉有償運送とは？

福祉有償運送は道路運送法第78条第2号に該当し、  
NPO法人等の団体が、

- ①自家用自動車を使用して、
- ②単独では移動することが困難な方々 を対象に、
- ③タクシー運賃の半額程度で
- ④事前登録することを条件に利用できる有料運送サービス。  
運行距離や利用目的・行き先に制限はありませんが、
- ⑤運行区域が国立市発もしくはは国立市着でなくてはならない。  
福祉有償運送事業を開始するにあたっては、
- ⑥国立市福祉有償運送運営協議会の承認を要する。

# 福祉有償運送の現状

- 国立市には、15年以上移送サービスを提供し続ける運行法人が存在するものの、利用件数・利用登録者数ともに伸び悩んでいる。その理由は・・・
  - ① PR不足による認知度の低さ
  - ② わかりにくい運賃・運行システム
  - ③ 事前登録が必要というひと手間
- 全国的に経済的な理由で福祉有償運送事業者の撤退が相次いでいる。国立市も例外ではなく見通しは決して明るくない。サービスを提供する側の**高齢化**が進んでいるにも関わらず**後継者がいない**状況下にある。

**このまま縮小、必要のない移送手段となるのか**

# 福祉有償運送の可能性

- （福祉交通需要調査より）様々な理由で外出することをあきらめざるを得ない人（ニーズ）が多く潜在している。
- 運輸局の通達によりタクシー運賃のおおむね  $\frac{1}{2}$  と定められた運賃は、運行法人にとって厳しいルールだが、利用者にとっては、大きな魅力ではないか。
- 来春、介護予防・日常生活支援総合事業 訪問サービス D型の開始される。福祉有償運送との併用もできる。

# 福祉有償運送の課題

- わかりやすい手続き・利用しやすい運賃設定
- ニーズに対応できるドライバーの確保

これらの課題を市が協力・支援することで、

外出の選択肢の一つとして、市民の足となる可能性があるのではないか。

# 国立市の取り組み

高齢化社会の交通を公共交通機関だけに頼ることはできず、バスやタクシーに続く第3の交通手段として市民の認知を得、選択肢となれるよう、福祉有償運送を積極的に支援していく。

- 国立市内で活動する2つの運行法人の仲介役を果たし、運賃と利用システムを統一  
⇒ 【国立ルール】の策定
- 市の媒体を活用した広報・求人活動の実施
- 運行経費の補助（すでに実施しているが、移送件数のみに基づくなど課題有り）

最大の特長は**運賃の安さ**、  
第3の交通手段を目指して

令和2（2020）年4月  
からスタートします！

# 運賃 (税込)

- 国立市内 ⇒ 市内 一律 500円
- 国立市内 ⇒ 市外 (6km圏内) 一律 800円
- 国立市内 ⇒ 市外 (6km圏外) 運行距離 (km) × 163円



# 実際に**利用**するときの**条件**

車までの介助・乗降時の介助・車内の安全を確保する

**同乗者がいることが条件**

ドライバーは、運転とリフト（スロープ）操作のみを担当し、  
身体介助は行いません。

# 利用登録するための要件

1. 身体障害者手帳をお持ちの方
2. 要介護認定を受けている方
3. 要支援認定を受けている方 (\*)
4. その他の障害を有する方 (\*)  
肢体不自由・内部障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病等

(\*) 3. と4. に該当する方は、ひとりでは公共交通の利用が困難な理由が必要となります

# 利用までの流れ

- ① 市役所（1番・2番・5番窓口）で利用申込の受付
- ② 市役所で利用要件確認・利用申込書作成
- ③ 市内の運行法人（くにたちさくら会 / くにたち・あゆみ）へ紹介
- ④ 利用者宅で運行法人による面談・利用規約説明
- ⑤ 利用登録（登録手数料500円 / 年会費1,200円）
- ⑥ 配車予約（1ヶ月前～前日まで）
- ⑦ 配車確認（運行日前日に予約確認）
- ⑧ 運行

Q) 福祉有償運送って市役所が運行しているの？

A) いいえ、違います。国立市では、国立市福祉有償運送運営協議会で承認された**国立市内のNPO法人**が運行しています。

Q) 車イスのまま乗車できる車はありますか？

A) はい、車イスのまま乗車できる福祉車両で運行していますが、大型の車イス（電動タイプ等）には対応できない場合があるため、利用登録時に車イスのサイズを確認させていただきます。

# 利用登録について

Q) 誰でも利用登録できるの？

A) 誰でも利用できる訳ではありません。

様々な理由でひとりで公共交通機関の利用が困難な方の内、  
利用要件に該当する方が利用登録できます。

Q) 利用登録の手順は？ どこに申込みの？

A) まず市役所1階の1番・2番・5番窓口にお越しください。

利用登録に必要な申込用紙にご記入いただきます。

後日、運行事業者がご自宅へ訪問（周辺道路事情の確認のため）、  
運賃やシステム、具体的な利用方法他の詳細な説明をし、  
ご納得いただいた場合のみに、登録手続きを行います。

# 利用方法について

Q) 利用登録すれば配車予約ができるの？

A) はい、登録手数料と年会費を納入した時点より予約を受付けます。

Q) 配車の予約は何日前からできますか？

A) **1ヶ月前より運行日前日まで**受付けています。通院ニーズの高い午前9時台に予約が集中しますので、予定が決まり次第、早めの予約にご協力ください。

Q) 土日や祝日も運行していますか？

A) はい。原則、運行しています。予約の際にご相談ください。

Q) 予約は電話のみですか？

A) 原則、電話予約ですが、運行法人によりEメールやLINEでの予約にも対応しています。ご希望の方は、利用登録時に運行法人にお尋ねください。

また、運行日前日の予約確認は電話にて行います。

# その他

Q) 福祉タクシー券は利用できますか？

A) はい、利用できます。乗車時に「利用者証」をご提示ください。

Q) 運行法人について教えてください。

A) 令和元年11月時点、国立市には、

高齢者（要介護・要支援）を中心に移送している

「くにたち さくら会」

しょうがいしゃの方を中心に移送している

「くにたち・あゆみ」

2つのNPO法人が運行しています。



来春よりスタートする、福祉有償運送は様々な理由で外出することをあきらめていた方々の外出を支援するための移動手段として比較的**安価な交通手段**となります。利用目的に制限はなく、通院以外のお買い物や銀行、役所、墓参り、レジャー等々、あらゆるシーンでご利用いただけます。

ただし、誰もが利用できるわけではありません。事前に利用登録も必要です。介助同乗者も必要です。

しかし、選択肢が増えることによって、いままでは  
外出をあきらめていた誰かの気持ちに変化を与える  
きっかけになれば、、、

高齢になっても、しょうがいがあっても、車いすでも、  
行きたいと思った時に、行きたいところへ行くための  
移動手段を、それぞれのニーズに合わせて選択できれば、  
いままではあきらめていた外出もあきらめることなく  
「出掛けてみよう」と思ってもらえるのではないか、、、

福祉有償運送を、ひとつの外出手段として考えて  
もらえることが外出支援・機会の創出となりうる。

ご清聴ありがとうございました。 m ( \_ \_ ) m